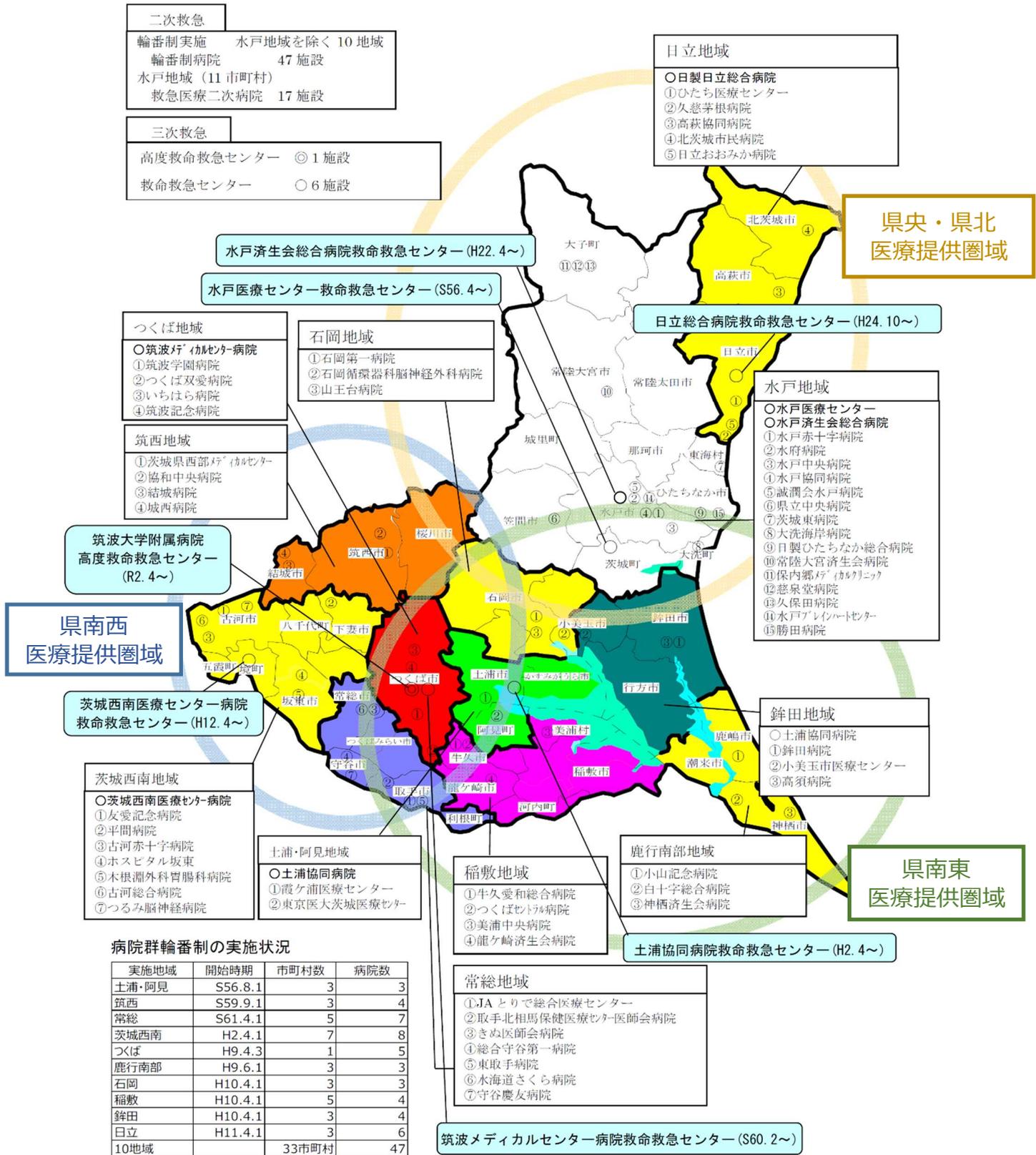


■救急医療提供体制図（二次・三次）



令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在

※上記の医療提供体制図に重ねて記載のある3つの圏域は、主に高度医療に係る機能の集約化・役割分担の明確化をより強力に推進するため、第8次茨城県保健医療計画において設定する「医療提供圏域」を図示したものである。